

議 事 日 程

第 2 回定例会
R 6 . 2 . 6 午後 3 時
狛江市役所 4 階特別会議室

1 審議事項

- (1) 議案第 1 号
狛江市学校運営協議会規則の一部を改正する規則
- (2) 議案第 2 号
狛江市就学援助費支給事務取扱規則の一部を改正する規則
- (3) 議案第 3 号
狛江市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則
- (4) 議案第 4 号
狛江市立公民館施設使用特別申請取扱規則の一部を改正する規則
- (5) 議案第 5 号
狛江市立西河原公民館図書室運営要綱の一部を改正する要綱

2 報告事項

－ 議会報告 －

- (1) 令和 6 年狛江市議会第 1 回臨時会の結果について

－ 行政報告 －

な し

－ 事務報告 －

- (1) 令和 6 年学校保健安全法第 20 条に基づく臨時休業について (1)
- (2) 「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果 狛江市の状況」について

議案第 1 号

狛江市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 6 日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市学校運営協議会に対する教育委員会の必要な措置等を追加するため、
所要の改正を行う。

狛江市学校運営協議会規則の一部を改正する規則（案）

令和6年 月 日
教育委員会規則第 号

狛江市学校運営協議会規則（令和4年教委規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<u>（児童及び生徒の意見の尊重）</u> 第6条 協議会は、協議の充実を図るとともに、児童及び生徒の意見を尊重するため、対象ゾーンの児童及び生徒の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。	
（委員） 第7条 （略） 2・3 （略）	（委員） 第6条 （略） 2・3 （略）
（任期） 第8条 （略） 2 （略）	（任期） 第7条 （略） 2 （略）
（守秘義務等） 第9条 （略） 2 （略）	（守秘義務等） 第8条 （略） 2 （略）
（会長及び副会長） 第10条 （略） 2・3 （略）	（会長及び副会長） 第9条 （略） 2・3 （略）
（会議） 第11条 （略） 2～4 （略）	（会議） 第10条 （略） 2～4 （略）
<u>（協議会の適正な運営を確保するために必要な措置等）</u> 第12条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導又は助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象ゾーンの学校運営に現に支	

障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会は、協議会が円滑な協議を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

3 教育委員会は、各協議会が横断的に連携できるよう、各協議会の会長及び副会長等による情報交換及び情報共有のための会議を年1回以上設けるとともに、各協議会の会長からの要請に基づき、必要に応じて、各協議会による協議等のための会議を設けなければならない。

(運営に必要な事項等)

第13条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則の範囲内において、協議会の運営に必要な事項を定めることができる。

2 協議会は、その定めるところにより、対象ゾーンを核としたコミュニティづくり及び社会教育法（昭和24年法律第207号）に基づく地域学校協働活動の推進を図ろうとする団体に、協議会の運営を補助させることができる。

(委任)

第14条 (略)

付 則

1・2 (略)

(委員に関する経過措置)

3 第7条第1項で規定する委員の人数については、令和5年3月31日までは、同条第2項第4号に規定する者を除いて18人以内とすることを妨げない。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(委任)

第11条 (略)

付 則

1・2 (略)

(委員に関する経過措置)

3 第6条第1項で規定する委員の人数については、令和5年3月31日までは、同条第2項第4号に規定する者を除いて18人以内とすることを妨げない。

議案第 2 号

狛江市就学援助費支給事務取扱規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 6 日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

令和 6 年度要保護児童生徒援助費補助金の単価が引き上げられたこと等に
伴い、所要の改正を行う。

狛江市就学援助費支給事務取扱規則の一部を改正する規則（案）

令和6年 月 日
教育委員会規則第 号

狛江市就学援助費支給事務取扱規則（平成28年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第2（第4条関係）				別表第2（第4条関係）			
支給項目	支給対象者	対象学年	支給内容	支給項目	支給対象者	対象学年	支給内容
新入学 学用品 費（入 学前支 給）	準要保 護者	就学予 定者	小学生 <u>57,060円</u> 中学生 63,000円	新入学 学用品 費（入 学前支 給）	準要保 護者	就学予 定者	小学生 <u>54,060円</u> 中学生 63,000円
		小学校 第1学 年 中学校 第1学 年				小学校 第1学 年 中学校 第1学 年	
(略)				(略)			

付 則
この規則は、公布の日から施行する。

議案第3号

狛江市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和6年2月6日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

公民館の利用区分や閉館時間の変更等を行うことに伴い、所要の改正を行う。

狛江市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則（案）

令和6年 月 日
教育委員会規則第 号

狛江市立公民館条例施行規則（平成5年教委規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
<p>（開館時間）</p> <p>第2条 公民館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、第4条第1項第2号括弧書きに規定する成人の日、海の日、敬老の日及びスポーツの日の開館時間は、午前9時から午後7時までとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（休館日）</p> <p>第4条 公民館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、臨時に休館日を定めることができる。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「国民の祝日法」という。）に規定する休日（国民の祝日法第2条に規定する成人の日、海の日、敬老の日及びスポーツの日（以下「祝日開館日」という。）を除く。）</p> <p>（3）（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>別表第1（第3条関係）</p>				<p>（開館時間）</p> <p>第2条 公民館の開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、<u>条例別表第1に規定する狛江市立中央公民館においては、</u>第4条第1項第2号括弧書きに規定する成人の日、海の日、敬老の日及びスポーツの日の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（休館日）</p> <p>第4条 公民館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、臨時に休館日を定めることができる。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「国民の祝日法」という。）に規定する休日（<u>狛江市立中央公民館にあっては、</u>国民の祝日法第2条に規定する成人の日、海の日、敬老の日及びスポーツの日（以下「祝日開館日」という。）を除く。）</p> <p>（3）（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>別表第1（第3条関係）</p>			
施設名	階層	室名	使用時間	施設名	階層	室名	使用時間
狛江市立中央公民館	地階	ホール視聴覚室	午前9時から午後10時まで。ただし、	狛江市立中央公民館	地階	ホール視聴覚室	午前9時から午後9時30分まで。ただ

		料理実習室 美術工芸室 保育室	祝日開館日については、午前9時から <u>午後7時まで</u>
	二階	第一会議室 第二会議室 第三会議室 第四会議室 講座室 和室 団体活動室	午前9時から <u>午後10時まで</u> 。ただし、祝日開館日については、午前9時から <u>午後7時まで</u>
狛江市立西河原公民館	地階	生活工芸室 暗室	午前9時から <u>午後10時まで</u> 。ただし、 <u>祝日開館日については、午前9時から午後7時まで</u>
		陶芸窯	午前5時から午後10時まで
	一階	図書室	午前10時から午後5時まで。ただし、木曜日及び金曜日は、午前10時から午後6時まで
		展示ギャラリー 団体活	午前9時から <u>午後10時まで</u> 。ただし、祝日開館日に

		料理実習室 美術工芸室 保育室	し、祝日開館日については、午前9時から <u>午後5時まで</u>
	二階	第一会議室 第二会議室 第三会議室 第四会議室 講座室 和室 団体活動室	午前9時から <u>午後9時30分まで</u> 。ただし、祝日開館日については、午前9時から <u>午後5時まで</u>
狛江市立西河原公民館	地階	生活工芸室 暗室	午前9時から <u>午後9時30分まで</u>
		陶芸窯	午前5時から午後10時まで
	一階	図書室	午前10時から午後5時まで。ただし、木曜日及び金曜日は、午前10時から午後6時まで
		展示ギャラリー 団体活動室	午前9時から <u>午後9時30分まで</u>
二階	学習室 I	午前9時から <u>午後9時30分</u>	

		動室	<u>については、午前9時から午後7時まで</u>			学習室Ⅱ 学習室Ⅲ	<u>まで</u>
	二階	学習室Ⅰ 学習室Ⅱ 学習室Ⅲ 和室 茶室 料理実習室 パソコン室 幼児室	午前9時から <u>午後10時まで</u> 。 <u>ただし、祝日開館日については、午前9時から午後7時まで</u>			和室 茶室 料理実習室 パソコン室 幼児室	
	三階	多目的ホール リハーサル室	午前9時から <u>午後10時まで</u> 。 <u>ただし、祝日開館日については、午前9時から午後7時まで</u>		三階	多目的ホール リハーサル室	午前9時から <u>午後9時30分まで</u>
	四階	視聴覚室	午前9時から <u>午後10時まで</u> 。 <u>ただし祝日開館日については、午前9時から午後7時まで</u>		四階	視聴覚室	午前9時から <u>午後9時30分まで</u>

第4号様式、第5号様式、第8号様式及び第9号様式を別紙のように改める。

付 則

- 1 この規則は、令和6年9月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の狛江市立公民館条例施行規則の施行に際し必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

年 月 日

狛江市教育委員会 宛て

団体名 _____
 氏名（責任者） _____
 住所 _____
 電話番号 _____

公民館施設目的外使用申請書

狛江市立公民館条例施行規則第10条第6項の規定により、[月分] の下記施設の使用を申請します。

記

許可番号	使用年月日	使用時間	施設名	人数	内容（使用目的）	使用料金
	年 月 日	午前 ・ 午後1 午後2 ・ 夜間	中央・西河原			円
	年 月 日	午前 ・ 午後1 午後2 ・ 夜間	中央・西河原			円
	年 月 日	午前 ・ 午後1 午後2 ・ 夜間	中央・西河原			円
	年 月 日	午前 ・ 午後1 午後2 ・ 夜間	中央・西河原			円
	年 月 日	午前 ・ 午後1 午後2 ・ 夜間	中央・西河原			円

※太線の中は記入しないでください。

使用時間区分

午前 午前9時から正午まで

午後1 正午から午後4時まで

午後2 午後4時から午後7時まで

夜間 午後7時から午後10時まで

使用料合計額

円

受付	係長	館長	部長

公民館施設使用料減免申請書

年 月 日

狛江市長 宛て

申請者 団体名

住所

氏名(代表者)

電話

狛江市立公民館条例施行規則第17条第2項の規定により、下記の施設使用料の減免を申請します。

記

団体名	使用責任者	住所			
		氏名		電話番号	
予約番号		使用施設名	中央公民館 ・ 西河原公民館		
使用日時等	使用年月日(曜日)	使用時間	使用室名	減免措置	
	年 月 日()	午前・午後1 午後2・夜間		減額・免除	定額使用料 円
	年 月 日()	午前・午後1 午後2・夜間			減額使用料 円
	年 月 日()	午前・午後1 午後2・夜間			使用料 円
	年 月 日()	午前・午後1 午後2・夜間			
	年 月 日()	午前・午後1 午後2・夜間			
	年 月 日()	午前・午後1 午後2・夜間			
内 容 (使用目的)					
減免理由					

様

狛 江 市 長

公民館施設使用料減免承認・不承認通知書

月 日付で申請のあった狛江市公民館施設使用料の減免について、狛江市立公民館条例施行規則第16条第6項の規定により、下記の施設使用料の減免を承認（不承認）しましたので、通知します。

記

団体名		使用責任者	住所			
			氏名	電話番号		
予約番号		使用施設名	中央公民館 ・ 西河原公民館			
使用日時等	使用年月日(曜日)	使用時間	使用室名	減免措置		
	年 月 日()	午前・午後1 午後2・夜間		減額・免除	定額使用料 円	
	年 月 日()	午前・午後1 午後2・夜間			減額使用料 円	
	年 月 日()	午前・午後1 午後2・夜間			使用料 円	
	年 月 日()	午前・午後1 午後2・夜間				
	年 月 日()	午前・午後1 午後2・夜間				
	年 月 日()	午前・午後1 午後2・夜間				
	内 容 (使用目的)					
	減免を承認（不承認）した理由					

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に狛江市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、この決定があった日の翌日から起算して3箇月を経過した後又はこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、狛江市を被告として（訴訟において狛江市を代表する者は狛江市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

なお、正当な理由があるときは、この処分（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁判）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月を経過した後又はこの処分（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

議案第4号

狛江市立公民館施設使用特別申請取扱規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和6年2月6日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

公民館一部施設の申請期間の変更等を行うことに伴い、所要の改正を行う。

狛江市立公民館施設使用特別申請取扱規則の一部を改正する規則（案）

令和6年 月 日
教育委員会規則第 号

狛江市立公民館施設使用特別申請取扱規則（平成28年教委規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（対象施設）</p> <p>第3条 特別申請の対象となる施設は、狛江市立公民館条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）別表第2の室名の欄に掲げる各室とする。ただし、前条第3号に規定する事業にあつては、同表に規定する狛江市立西河原公民館の多目的ホール及びびりハサール室（以下「多目的ホール等」という。）に限る。</p> <p>（申請期間）</p> <p>第4条 特別申請の申請期間は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1） 第2条第1号及び第2号に掲げる事業 使用日の属する月の4月前の月の20日から25日まで。ただし、多目的ホール等の使用を希望する場合は、使用日の属する月の7月前の月の20日から25日まで。</p> <p>（2）・（3） （略）</p>	<p>（対象施設）</p> <p>第3条 特別申請の対象となる施設は、狛江市立公民館条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）別表第2の室名の欄に掲げる各室とする。ただし、前条第3号に規定する事業にあつては、同表に規定する狛江市立西河原公民館の多目的ホール（以下「多目的ホール」という。）に限る。</p> <p>（申請期間）</p> <p>第4条 特別申請の申請期間は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1） 第2条第1号及び第2号に掲げる事業 使用日の属する月の4月前の月の20日から25日まで。ただし、多目的ホールの使用を希望する場合は、使用日の属する月の7月前の月の20日から25日まで。</p> <p>（2）・（3） （略）</p>

別記様式を別紙のように改める。

付 則

- この規則は、令和6年9月1日から施行する。
- この規則による改正後の狛江市立公民館施設使用特別申請取扱規則の施行に際し必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

狛江市教育委員会 宛て

申請者名

※以下団体のみ記入

団体名

登録番号

暗証番号

公民館施設使用特別申請書

公民館の施設等の使用について、狛江市立公民館施設使用特別申請取扱規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

（館名 西河原・中央）

室名	使用日	使用時間	使用対象者	人数
			事業内容	
	月 日 ()	午前 ・ 午後1 午後2 ・ 夜間		
	月 日 ()	午前 ・ 午後1 午後2 ・ 夜間		
	月 日 ()	午前 ・ 午後1 午後2 ・ 夜間		
	月 日 ()	午前 ・ 午後1 午後2 ・ 夜間		

1. 事業名

2. 使用目的

3. 担当者

4. 連絡先

内線 ()

※事業計画書等資料（予算書含む。）を添付してください。

※特別申請期間（先押え期間）

- ・西河原公民館多目的ホール、リハーサル室（催し物等での特別申請）は、使用月の7箇月前の20日から25日までが申請期間です。催し物等で使用する場合、原則、実施日の1箇月前までに公民館との事前打ち合わせが必要です。申請者から西河原公民館へ日程調整の連絡をお願いします。
- ・上記以外の部屋は、使用月の4箇月前の20日から25日までが申請期間です。

議案第5号

狛江市立西河原公民館図書室運営要綱の一部を改正する要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和6年2月6日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

西河原公民館の祝日開館を実施すること等に伴い、所要の改正を行う。

狛江市立西河原公民館図書室運営要綱の一部を改正する要綱（案）

令和6年 月 日
教育委員会要綱第 号

狛江市立西河原公民館図書室運営要綱（平成25年教委要綱第29号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 視聴覚資料 CD、DVD、カセットテープ等をいう。</p> <p>(開館日)</p> <p>第4条 図書室の開室日は、次の各号に掲げる日を除く日とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。<u>ただし、規則第4条第1項第2号の祝日開館日は、開室するものとする。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(貸出数)</p> <p>第14条 個人貸出しにおいて同時に利用することのできる図書室資料の数は、1人10点以内とする。この場合において、視聴覚資料のうち、DVDは1点を限度とし、カセット及びCDは3点を限度とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 視聴覚資料 CD、DVD、<u>ビデオテープ</u>、カセットテープ等をいう。</p> <p>(開館日)</p> <p>第4条 図書室の開室日は、次の各号に掲げる日を除く日とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(貸出数)</p> <p>第14条 個人貸出しにおいて同時に利用することのできる図書室資料の数は、1人10点以内とする。この場合において、視聴覚資料のうち、DVD<u>及びビデオ</u>は1点を限度とし、カセット及びCDは3点を限度とする。</p> <p>2・3 (略)</p>

付 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

■令和6年狛江市議会第1回臨時会の結果について
 (会期：令和6年2月1日)

○議案（教育委員会関連）

議案		結果
議案第 1 号	令和5年度狛江市一般会計補正予算（第6号）	可決

※ 詳細については、後日発行される議会報や議会ホームページ掲載の議事録を御確認ください。

令和6年学校保健安全法第20条に基づく臨時休業について(1)

学校保健安全法第20条に基づく臨時休業を下記のとおり実施いたしましたので報告します。

学校名	対象	期間
狛江第五小学校	第2学年1学級	令和6年1月17日から1月20日まで
狛江第五小学校	第4学年1学級	令和6年1月19日から1月20日まで
狛江第五小学校	第4学年1学級	令和6年1月20日および1月22日
狛江第一小学校	第5学年1学級	令和6年1月23日から1月24日まで
狛江第五小学校	第6学年1学級	令和6年1月23日から1月24日まで
緑野小学校	第4学年1学級	令和6年1月23日から1月24日まで
和泉小学校	第3学年1学級	令和6年1月24日から1月26日まで
狛江第一小学校	第4学年1学級	令和6年1月26日
狛江第三中学校	第1学年1学級	令和6年1月26日
狛江第二中学校	第2学年2学級	令和6年1月30日から1月31日まで
狛江第三小学校	第1学年1学級 第4学年2学級	令和6年1月31日から2月2日まで
狛江第三小学校	第1学年1学級 第2学年(3学級) 第3学年1学級 第4学年1学級	令和6年2月6日から2月8日まで

理由は、いずれも「インフルエンザ様疾患等による体調不良の症状を有する者が複数確認されたため。」です。

令和5年度 東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果 狛江市の状況について

令和6年2月
狛江市教育委員会教育部指導室

実施の概要

1 実施方法・内容

(1) 児童・生徒に対する調査

① 体力・運動能力に関する調査（新体力テスト）

項目	小学校	中学校
1 握力	○	○
2 上体起こし	○	○
3 長座体前屈	○	○
4 反復横跳び	○	○
5 持久走		選択
20mシャトルラン	○	
6 50m走	○	○
7 立ち幅跳び	○	○
8 ソフトボール投げ	○	
ハンドボール投げ		○

② 生活・運動習慣等の実態に関する調査（質問紙調査）

(2) 学校に対する調査

（児童・生徒の体力・運動能力等の向上に係る取組に関する質問紙調査）

2 実施期間 5・6月

3 対象 小学校全児童 全6校 3,855名
中学校全生徒 全4校 1,311名

考察

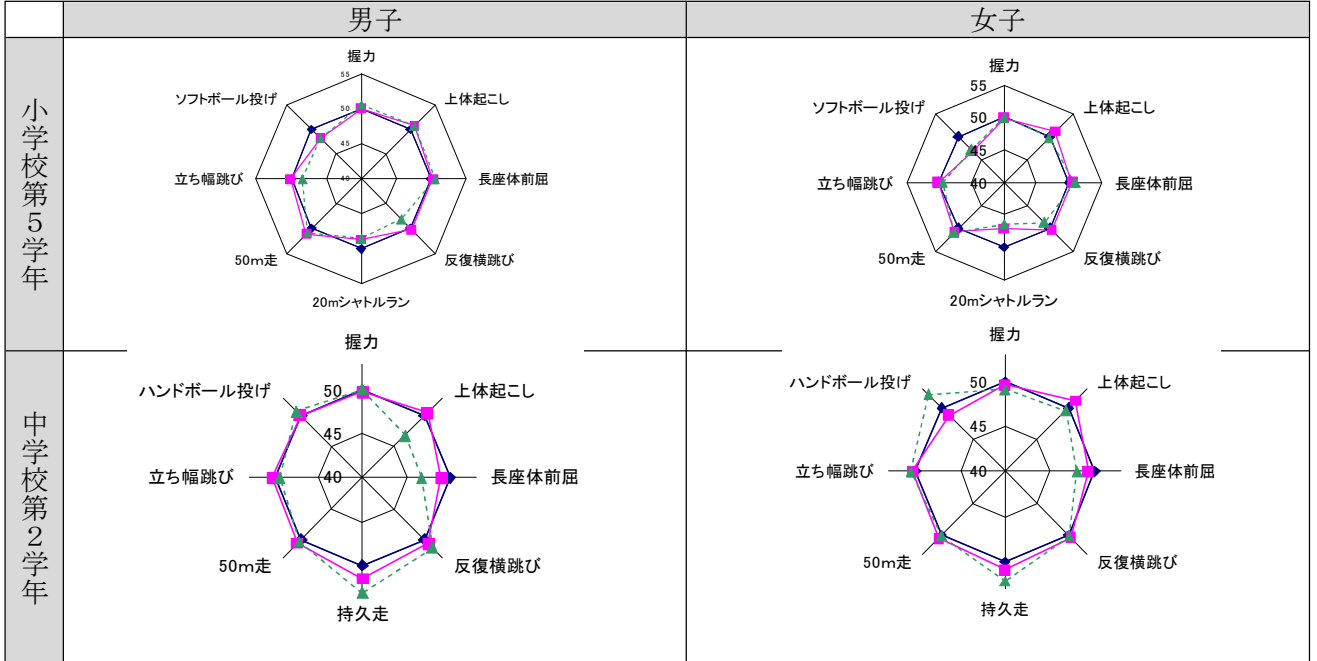
小学校では「20mシャトルラン（持久力）」、「ソフトボール投げ（投力）」、中学校男子は「上体起こし（筋力）」、「長座体前屈（柔軟性）」、女子も「長座体前屈（柔軟性）」に課題がある。また、東京都平均と比べ、中学校第2学年女子の「運動やスポーツを行う時間」にやや有意差があり、本市における運動の二極化の一端が伺える。

課題解決に向けて、学校の教育活動において授業改善を推進し、**児童・生徒が様々な運動を経験することで楽しさや喜びを味わうとともに、進んで運動に取り組めるようにすることが重要である。**

調査結果

◆ 全国平均：令和5年度（青）
◆ 東京都平均：令和5年度（ピンク）
◆ 狛江市平均：令和5年度（緑）

1 体力・運動能力 ※全国平均を50としたときの体力偏差値



2 生活・運動習慣等の実態

自ら進んで体力向上を図る児童・生徒の育成へ！

(1) 男子（小学校第5学年・中学校第2学年）

	運動やスポーツを行う頻度				運動やスポーツを行う時間			
	週3日～	週1～2日	月1～3日	しない	2時間～	1時間～2時間	30分～1時間	～30分
東京都小学校	57.3%	31.5%	7.7%	3.5%	35.9%	28.9%	20.0%	15.1%
狛江市立小学校	58.0%	33.9%	6.2%	2.0%	31.6%	29.3%	26.4%	12.7%
東京都中学校	78.5%	13.8%	4.3%	3.5%	55.2%	27.8%	8.6%	8.3%
狛江市立中学校	82.0%	10.7%	3.9%	3.4%	55.1%	28.3%	6.8%	9.8%

(2) 女子（小学校第5学年・中学校第2学年）

	運動やスポーツを行う頻度				運動やスポーツを行う時間			
	週3日～	週1～2日	月1～3日	しない	2時間～	1時間～2時間	30分～1時間	～30分
東京都小学校	40.3%	44.1%	11.2%	4.4%	18.4%	29.7%	28.0%	23.9%
狛江市立小学校	41.8%	45.7%	10.4%	2.1%	20.0%	30.9%	26.7%	22.5%
東京都中学校	69.3%	16.9%	7.8%	6.1%	48.9%	27.2%	10.2%	13.7%
狛江市立中学校	68.7%	17.8%	6.7%	6.7%	41.4%	29.6%	11.7%	17.3%

※学校の体育の授業を除く。